

基発0710第5号
平成26年7月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第29条第1項の規定に基づく社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給及び不支給決定（承認及び不承認を含む。）の処分性については、これまで、「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成22年12月27日付け基発1227第1号）により、取扱いを示してきたところであるが、今般、その取扱いの一部を次のように改正したので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正内容

「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成22年12月27日付け基発1227第1号）中「1 処分性を認める具体的な支給決定等」の（7）の次に次のように加える。

- （8）頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認
- （9）休業補償特別援護金の支給又は不支給
- （10）長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給
- （11）振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給
- （12）労災療養援護金の認定又は不認定

2 関係通達の改正

関係通達を別紙1から5までのとおり改めること。

「頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護について」（昭和48年12月18日付け基発第704号）の一部を次のように改正する。

1 本文を次のように改める。

- (1) 記の4の(1)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
- (2) 記の5の(2)中「支出負担行為及び支出決議書」を「支出負担行為即支出決定決議書」に改める。
- (3) 記の5の(3)中「支出負担行為及び支出決議書」を「支出負担行為即支出決定決議書」に、「支出官」を「官署支出官」に改める。

2 「頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護要綱」を次のように改める。

- (1) 1中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
- (2) 4の(1)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
- (3) 4の(3)中「承認、不承認の決定」の次に「(以下「承認決定等」という。)」を加え、「を行い」の次に「、その旨を」を加え、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

- イ 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の承認決定等は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- ロ 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の承認決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求はできないものであること。
- ハ 承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「職能回復援護承認・不承認決定通知書」（様式第2号）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可

能であることに留意すること。

ニ 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の申請を不承認とする場合には、「職能回復援護承認・不承認決定通知書」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

(4) 4の(4)中、「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「診療等委託費」を「労災援護給付金」に改める。

3 「職能回復援護申請書」（様式第1号）の（表面）及び「職能回復援護承認・不承認決定通知書」（様式第2号）を別添のとおり改める。

様式第1号(表面)

労働者災害補償保険							
職能回復援護申請書							
労働基準監督署経由 労働局長 殿							
私は、職能回復援護を受けたいので下記により申請します。							
申請年月日 平成 年 月 日							
申請者の 住所 氏名 生年月日 年 月 日生							
① 労働保険番号 および申請金額	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	金額	
						¥ 円	
② 事業場の名称 および所在地							
③ 業務(仕事)の内容等							
④ 傷病名および 障害等級等							
⑤ 教習所等の名称 および所在地等							
⑥ 訓練のための期間							
⑦ 振込払いを希望する 銀行等の名称および 預金の種類口座番号	銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店・支所	普通 当座	預金第	号		
※ 所 轄 署 よ り 見 署 の 欄	本件の申請に対し、下記のとおり意見を付して進達します。 <div style="text-align: right;">給付記録票照合印</div>						
※ 所 轄 局 に お け る 欄	本件、承認する。			支給決定金額	¥		
	局 長	課 長 係 長			承 認	決 定	年 月 日
					援護措置 不承認	通 知	年 月 日
台帳記入者印	承 認 の 理 由	不承認	承 認 番 号	NO.			

記入上の注意

- 1 ※印のついているところは記入しないこと。
- 2 ①の申請金額の記入は、あなたが現に技能習得のために要した費用の額を記入するとともに、裏面に費用の内訳を記入すること。
- 3 ⑦については、銀行、信用金庫、農協、漁協又は信用組合に預金口座をもっている申請者で、その口座への振込払いの方法で支払を受けることを希望する申請者のみが記入すること。

労働者災害補償保険

職能回復援護承認
不承認 決定通知書

申請者の	氏名	承認番号	No.
	住所	生年月日	年 月 日
承認した傷病の名称			
教習所(講習会等)の名称 及び所在地		名称	所在地
不承認理由			
備考			

平成 年 月 日付けで申請のあった職能回復援護については、上記のとおり
承認
不承認
の決定をしたので通知します。

平成 年 月 日

労働局長印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

- (注) ・記入に際し、承認・不承認のうち不要の部分は抹消する。
・大きさは、ハガキ大とする。

「休業補償特別援護金支給制度の創設について」（昭和57年5月19日付け基発第342号）の一部を次のように改正する。

1 本文を次のように改める。

(1) 記の5の(4)中「(以下「署」という。)」を削る。

(2) 記の5の(5)中「支給決定又は不支給決定」の次に「(以下「決定」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

また、援護金の決定については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄署長及びその上級庁である都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は次のとおり事務を行うこととする。

イ 援護金の決定は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

ロ 援護金の決定に関する審査は、所轄局長が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。

ハ 決定を行う際は、その相手方に対し、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることを留意すること。

ニ 援護金を不支給とする場合には、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

(3) 記の6の(3)に後段として次のように加える。

また、援護金の支給決定の取消決定については、処分性が認められるため、上記5(5)の規定は、援護金の支給決定の取消決定について準用する。この場合において、「援護金の支給決定又は不支給決定（以下「決定」という。）」とあるのは「援護金の支給決定の取消決定（以下「決定」という。）」と、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）」とあるのは「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」（様式第4号）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4) 「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」（様式第2号）及び「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」（様式第4号）を別添のとおり改める。

2 「休業補償特別援護金支給要綱」を次のように改める。

(1) 5中「支給決定又は不支給決定」の次に「(以下「決定」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

また、援護金の決定については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)、行政手続法(平成5年法律第88号)の適用がある。

このため、所轄署長及びその上級庁である都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は次のとおり事務を行うこととする。

- (1) 援護金の決定は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
- (2) 援護金の決定に関する審査は、所轄局長が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
- (3) 決定を行う際は、その相手方に対し、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることを留意すること。
- (4) 援護金を不支給とする場合には、「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

(2) 6の(2)の次に次のように加える。

- (3) 所轄署長は、上記(1)及び(2)により援護金を返還させる場合には、「支給決定取消決議書」をもって援護金の支給決定の取消決議を行い、その内容を「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」(様式第4号)をもって援護金の支給を受けた者に通知するものとする。

また、援護金の支給決定の取消決定については、処分性が認められるため、上記5の規定は、援護金の支給決定の取消決定について準用する。この場合において、「援護金の支給決定又は不支給決定(以下「決定」という。)」とあるのは「援護金の支給決定の取消決定(以下「決定」という。)」と、「「休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知」(様式第2号)」とあるのは「「休業補償特別援護金支給決定取消決定通知」(様式第4号)」と、それぞれ読み替えるものとする。

様式第2号

休業補償特別援護金 支給決定 通知
不支給決定

あなたが申請された休業補償特別援護金については、下記のとおり支給決定・不支給決定したので通知します。

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

決定年月日	
支給決定金額	(但し、 年 月 日～ 年 月 日の3日間分)
不支給の理由	

この通知は、休業補償特別援護金支給及び変更決定のお知らせです。
支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。
この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、この審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

様式第4号

労働者災害補償保険

休業補償特別援護金支給決定取消決定通知

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

さきに貴殿に対してなした休業補償特別援護金の支給決定については、下記の理由によりこれを取り消し、新たに不支給と決定したので通知します。

なお、支給決定を取り消した休業補償特別援護金については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に振り込むか、若しくは 労働局へ持参の上納入してください。

記

支給決定取消理由	
----------	--

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、この審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

「長期家族介護者援護金の支給について」（平成7年4月3日付け基発第199号）の一部を次のように改正する。

- 1 記の2の(5)中「支給・不支給決定の判断」を「支給又は不支給の決定（以下「支給決定等」という。）の判断」に、「支給・不支給決定」及び「支給・不支給の決定」を「支給決定等」に改める。
- 2 記の4の(1)中「支給・不支給の決定」を「支給決定等」に、「労働福祉事業欄」を「社会復帰促進等事業欄」に、「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に改める。
- 3 記の4の(2)中「支給又は不支給の決定」を「支給決定等」に改める。
- 4 記の4の(3)中「支給又は不支給の決定」を「支給決定等」に、「当該通知書に記載するものとする。」を「当該通知書に記載する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知するものとする。」に改める。
- 5 記の4の(3)の次に次のように加える。
 - (4) 支給決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うものとする。

 - (ア) 援護金の支給決定等は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
 - (イ) 援護金の支給決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。
 - (ウ) 支給決定等を行う際は、その相手方に対し、通知書をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。
- 6 記の5の(1)中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。
- 7 記の5の(4)中「支出負担行為及び支出決議書」を「支出負担行為即支出決定決議書」に、「支出官」を「官署支出官」に改める。

- 8 「長期家族介護者援護金支給・不支給決定通知書」(援護金様式第2号)及び「長期家族介護者援護金支給状況報告書」(別紙3)を別添のとおり改める。

労働者災害補償保険
 長期家族介護者援護金
 支給・不支給決定通知書

承認番号 _____

申請人氏名	
支給金額	円
不支給の場合の理由	
備考	

平成 年 月 日に申請のあった長期家族介護者援護金については、上記のとおり支給・不支給決定したので通知します。

平成 年 月 日

労働局長 印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

「振動障害者に係る社会復帰援護制度の拡充等について」（平成 8 年 5 月 11 日付け基発第 311 号）の一部を次のように改正する。

1 本文を次のように改める。

記の 5 中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

2 「振動障害者社会復帰援護金支給要綱」を次のように改める。

(1) 4 中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。

(2) 5 中「支給又は不支給の決定」の次に「(以下「支給決定等」という。)」を加え、同項の次に後段として次のように加える。

また、社会復帰援護金の支給決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

イ 社会復帰援護金の支給決定等は、行政不服審査法第 2 条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

ロ 社会復帰援護金の支給決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求はできないものであること。

ハ 支給決定等を行う際は、その相手方に対し、「振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書」（社援様式第 2 号）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。

ニ 社会復帰援護金を不支給とする場合には、「振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書」（社援様式第 2 号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

(3) 6 中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。

(4) 「振動障害者社会復帰援護金支給申請書」（社援様式第 1 号）中「労働基準局長」を「労働局長」に改める。

(5) 「振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書」（社援様式第 2 号）

を別添のとおり改める。

- 3 「振動障害者雇用援護金支給要綱」を次のように改める。
 - (1) 2の(1)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (2) 2の(2)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (3) 2の(3)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (4) 3中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。
 - (5) 「振動障害者職業復帰促進事業計画書」(雇援様式第1号)、「振動障害者職業転換援護金受給資格承認・不承認決定通知書」(雇援様式第2号)、「振動障害者職業転換援護金支給申請書」(雇援様式第3号)、「振動障害者訓練、講習等経費受給資格承認申請書」(雇援様式第4号)、「振動障害者訓練、講習等経費受給資格承認・不承認決定通知書」(雇援様式第5号)、「振動障害者訓練、講習等経費支給申請書」(雇援様式第6号)、「振動障害者指導員経費受給資格承認申請書」(雇援様式第7号)、「振動障害者指導員経費受給資格承認・不承認決定通知書」(様式第8号)及び「振動障害者指導員経費支給申請書」(雇援様式第9号)中「労働基準局長」を「労働局長」に改める。
- 4 「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給要綱」を次のとおり改める。
 - (1) 4の(1)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (2) 7の(4)中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。
 - (3) 「振動障害者職業復帰促進事業計画書」(様式第1号)、「振動障害者職業復帰促進事業計画受理通知書」(様式第2号)、「振動障害者職業復帰促進事業操業開始届」(様式第3号)、「振動障害者職業復帰促進事業施設等設置完了届・特別奨励金支給申請書」(様式第4号・様式第5号)、「振動障害

者職業復帰促進事業特別奨励金支給・不支給決定通知書」(様式第6号)、「振動障害者職業復帰促進事業施設等設置費用申告書」(様式第7号)、「不動産新設、販売、賃貸証明書」(様式第8号)、「動産販売、賃貸証明書」(様式第9号)、「振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金支給決定取消通知書」(様式第10号)中「労働基準局長」を「労働局長」に改める。

- 5 「長期療養者職業復帰援護金支給要綱」を次のとおり改める。
- (1) 1中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
 - (2) 2中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、「(以下「基準局長」という。)」を削る。
 - (3) 5の(1)中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に、「所轄基準局長」を「所轄局長」に改める。
 - (4) 5の(2)中「所轄基準局長」を「所轄局長」に改める。
 - (5) 6の(1)中「所轄基準局長」を「所轄局長」に改める。
 - (6) 6の(2)中「都道府県労働基準局」を「都道府県労働局」に、「支出官」を「官署支出官」に、「所轄基準局長」を「所轄局長」に、「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に、「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。
 - (7) 別紙「職種転換訓練実施基準」を次のとおり改める。
 - ① 1中「都道府県労働基準局長」を「都道府県労働局長」に改め、「(以下「基準局長」という。)」を削る。
 - ② 6中「基準局長」を「都道府県労働局長」に改める。
 - (8) 「長期療養者職業復帰援護金受給資格申請書」(様式第1号)、「長期療養者職業復帰援護金支給承認・不承認決定通知書」(様式第2号)及び「長期療養者就労・職種転換訓練援護金支給申請書」(様式第3号)中「労働基準局長」を「労働局長」に改める。

労働者災害補償保険

振動障害者社会復帰援護金 支給
不支給 決定通知書

	承認番号	No.	承認年月日	平成 年 月 日
申請者氏名				
支給金額	円			
不支給の場合の理由				
備考				

平成 年 月 日付けで申請のあった振動障害者社会復帰援護金については、
上記のとおり 支給
不支給 することとしたので通知します。

平成 年 月 日

労働局長 印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
電話 ○○○-○○○○

「労災療養援護金の支給について」（平成 16 年 4 月 1 日付け基発第 0401024 号）の別添「労災療養援護金支給要綱」の一部を次のように改正する。

- 1 1 中「労働福祉事業」を「社会復帰促進等事業」に改める。
- 2 4 の（3）中「その適否を認定し」を「その適否の認定又は不認定の決定（以下「認定決定等」という。）を行い」に、「労災療養援護金認定通知書」を「労災療養援護金認定・不認定決定通知書」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、労災療養援護金の認定決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の適用がある。

このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

 - イ 労災療養援護金の認定決定等は、行政不服審査法第 2 条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。
 - ロ 労災療養援護金の認定決定等に関する審査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。なお、再審査請求は行うことができないものであること。
 - ハ 認定決定等を行う際は、その相手方に対し、「労災療養援護金認定・不認定決定通知書」（様式第 2 号）をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。
 - ニ 労災療養援護金の申請を不認定とする場合には、「労災療養援護金認定・不認定決定通知書」（様式第 2 号）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。
- 3 5 中「労働福祉事業費」を「社会復帰促進等事業費」に改める。
- 4 「労災療養援護金認定通知書」（様式第 2 号）を別添のとおり改める。

別 添

様式第2号

労災療養援護金 ^{認定} 決定通知書
_{不認定}

氏 名	認定番号	
	認定の日	平成 年 月 日
不認定の場合 の理由		

上記のとおり ^{認定} することとしたので、通知します。
_{不認定}

平成 年 月 日

労働局長 ㊟

殿

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(決定があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係

電話 ○○○-○○○○